前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の 改正について

令和5年3月2日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の 一部を改正する条例

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成28年前橋市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項本文中「第1条第1項第1号イに規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、同項各号列記以外の部分中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改める。

第2条第1項第1号中「同表の第2欄」を「省令第10条第2号イ(1)及び口(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及び口(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) (非住宅部分を有しないものに限る。) 誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。) にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額
 - ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
 - イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分の いずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

第2条第1項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住宅」を「住宅部分」に改め、同号イ(ア)中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用され

る建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄」に改め、同号イ(イ)中「第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住宅及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ(イ)」に改め、同項第4号アからウまで以外の部分中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住戸」を「住宅部分」に、「第2号ア(」を「第2号(同号ア及びイの規定を」に改め、同号イ中「住宅部分」を「誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分」に、「共同住宅」を「共同住宅等」に、「それ」を「それら」に改め、同号イ(ア)中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄」に改め、同号イ(ウ)中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同等第3項の表中

第1号、第2号ア並	第2欄	第4欄
びにイ(ア)及び		
(イ)、第3号イ(ア)		
並びに第4号イ(ア)		
及び(イ)		

を

Γ

第1号	省令第10条第2号イ(1)及び口(1)に規定	同表の
	する基準又は同号ただし書に規定する方法に	第4欄
	よる基準(以下「誘導性能基準等」とい	
	う。)が適用される建築物にあっては同表の	
	第2欄に掲げる額、同号イ(2)及び口(2)に	
	規定する基準(以下「誘導仕様基準」とい	
	う。)が適用される建築物にあっては同表の	
	第3欄	
第2号ア、第3号イ	誘導性能基準等が適用される建築物にあって	同表の
(ア)及び第4号イ(ア)	は同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が	第4欄
	適用される建築物にあっては同表の第3欄	
第2号イ及び第4号	第2欄	第4欄
1 (1)		

に改め、同表第3号イ(イ)の項中「第10条第1号イ(1)及び口(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第4号イ(ウ)及び第5号の項中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準」に改め、同条第4項中「第35条第2項」の次に「(法第36条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第3条第1項第1号中「一戸」を「1戸」に改め、「第1条第1項第2号イ(1)及 び口(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を 加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に改 め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同項第2号中「共同住 宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第 1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る 基準」という。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」 を「及び」に改め、同号イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を 「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同項第3号中「共同住宅」を「共同住宅 等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基 準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同 号イ中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基 準等」に改め、同項第4号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア及びイ中 「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入 力法」に改め、同号ウ及び同項第5号中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を 「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第2項の表第1号の項中「第 1条第1項第2号イ(1)及び口(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規 定する方法による基準」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「同号イ (2)(i)」を「同号イ(2)」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を 加え、同表第2号アの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第 2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」とい う。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」 に改め、同表第2号イ及び第4号イの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロ ア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表第3号アの項中「第3 号ア」の次に「及び第4号ア」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル 住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築 物」に改め、同表第3号イの項中「第3号イ」の次に「、第4号ウ及び第5号」を加 え、「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準 等」に改め、同表第4号アの項及び第4号ウ及び第5号の項を削る。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年10月1日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第35条第1項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、改正後の前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。